3　総合評価落札方式に関する事項

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、以下の方法により落札者を決定する。

⑴　評価項目　評価項目は次に示す事項とし、詳細は入札説明書による。

①　工事目的物の性能・機能に関する提案

②　作業の合理化や周辺環境に配慮した施工方法に関する提案

⑵　技術点の付与　評価項目に対する評価基準、評価点及び技術点の配分は、入札説明書のとおりとする。

⑶　指名停止措置の状況　2⑼に該当し、指名停止措置要領別表第１の措置要件に該当することによる指名停止について、本工事への競争参加を認める場合は、当該指名停止の期間１カ月当たり８点として、対象となる指名停止期間を合算し、技術点を減点する。特定ＪＶによる場合は、構成員毎に受けた指名停止措置の期間を合算し、技術点を減点する。

なお、指名停止期間がひと月に満たない場合は、指名停止期間を当該対象月の暦日数で除した数値（小数点以下第２位を四捨五入）で月数を算定する。また、指名停止措置による技術点の減点は、確認申請書等の提出期限から開札時までの間に指名停止措置を受けていた、あるいは受けた場合に対象となる。

⑷　総合評価の方法　総合評価落札方式の評価は、価格点と技術点及び施工体制評価点を合計した評価値（以下「評価値」という。）による。

なお、価格点と技術点及び施工体制評価点の算定は入札説明書のとおりとする。

⑸　技術提案の方法　技術提案は、設計図書及び入札説明書に基づき作成するものとする。

⑹　技術提案の採否　技術提案の採否については、技術提案書の審査結果を踏まえ、令和５年２月１日(水)までに書面により通知する。

技術提案採否通知書において、採用とされた提案については、当該技術提案をもって入札を行い、不採用とされた提案については、標準案をもって入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⑺　技術提案の履行の確保

①　採用された技術提案の内容については、契約後に履行状況について確認を行う。

②　受注者の責めにより、入札時の技術提案（技術点を得た提案に限る。）の履行がなされなかった場合は、履行できなかった内容に対して、契約金額の一部について返還を求める。

請求金額の算定は以下のとおりとする。

請求金額＝当初の請負代金額×（当初の評価値－再計算後の評価値）／100

ここで、再計算後の評価値とは、実際に履行できた技術提案に基づき再計算した評価値である。

工事成績評定点の減点は以下のとおりとし、最大10点とする。

・「工事目的物の性能・機能に関する提案」について最大５点

・「作業の合理化や周辺環境に配慮した施工方法に関する提案」について最大５点

さらに、次回以降の総合評価落札方式による工事の企業の技術力の評価においても評価を減じる措置を行うことがある。

4　契約後ＶＥに関する事項（優遇措置）

本工事において契約後にＶＥ提案を行った者に対しては、その達成の程度により、機構が本工事の竣工後に行う総合評価落札方式による工事の企業の技術力の評価において優遇する。

優遇される期間は、本工事が竣工した年度の翌年度から４年間とする。

5　入札手続等

⑴　契約担当窓口　〒330―6008 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地２（ランド・アクシス・タワー内）独立行政法人水資源機構 経営企画本部 技術管理室契約企画課　田島　電話048―600―6534（直通）

本件に関する問い合わせは、「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日９時30分から16時00分まで（12時00分から13時00分までを除く）とする。

ＦＡＸ048―600―6588

電子メールアドレス

nyukei_honsya@water.go.jp

⑵　仕様書等の交付期間等

①　交付期間　令和４年11月１日（火）から令和４年11月22日（火）16時00分まで

②　交付方法　別途指定するアドレスからのダウンロードによる。

なお、アドレス等については、⑴契約担当窓口まで問い合わせされたい。

③　交付費用　交付費用は無料とする。

⑶　見積に必要な参考資料の追加交付期間等

見積に必要な参考資料の追加交付については、以下のとおり別途交付する。

①　交付期間　令和４年12月２日（金）から令和５年２月１日（水）16時00分まで

②　交付方法　別途指示するアドレスからのダウンロードによる。

なお、アドレス等については、⑴契約担当窓口まで問い合わせされたい。

⑷　確認申請書等の提出方法等

①　電子入札システムにより提出する場合

Ⓐ　提出期間　令和４年11月２日（水）９時30分から令和４年11月22日（火）16時00分まで

Ⓑ　提出方法　電子入札システムを用いて提出すること。

Ⓒ　受付確認　確認申請書等の受領後に受付票を電子入札システムで発行する。詳細は入札説明書による。

②　持参又は郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出する場合

Ⓐ　提出期間　令和４年11月２日（水）９時30分から令和４年11月22日（火）16時00分までに機構に到着した確認申請書等に限り有効とする。

Ⓑ　提出先　⑴契約担当窓口に同じ

Ⓒ　提出方法　提出は持参又は郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出することとし、電送は認めない。

また、紙媒体の提出と併せて、電子媒体でも提出すること。

なお、郵送による競争参加資格の確認結果の通知を希望する場合は、確認申請書等と併せて、返信用封筒（長３号封筒を使用し、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金の切手を貼付のこと。）を提出すること。

なお、紙媒体の提出と併せて、電子媒体でも提出すること。

詳細は入札説明書による。

⑸　技術提案書の提出方法

①　電子入札システムにより提出する場合

Ⓐ　提出期間　令和４年12月２日（金）９時30分から令和５年１月13日（金）16時00分まで

Ⓑ　提出方法　電子入札システムを用いて提出すること。

Ⓒ　受付確認　技術提案書の受領後に受付票を電子入札システムで発行する。

詳細は入札説明書による。

②　持参又は郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出する場合

Ⓐ　提出期間　令和４年12月２日（金）９時30分から令和５年１月13日（金）16時00分までに機構に到着した技術提案書に限り有効とする。

Ⓑ　提出先　⑴契約担当窓口に同じ

Ⓒ　提出方法　提出は持参又は郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出することとし、電送は認めない。

なお、紙媒体の提出と併せて、電子媒体でも提出すること。

詳細は入札説明書による。

⑹　入札書の提出方法等

①　電子入札システムにより提出する場合

Ⓐ　提出期間　令和５年２月２日（木）９時30分から令和５年２月10日（金）16時00分まで

Ⓑ　受付確認　入札書の受領後に受付票を電子入札システムで発行する。

Ⓒ　本公告に定める提出期間内に提出された入札書であっても、その入札書提出時に使用したＩＣカードが開札の時において有効期限が切れていた場合は、その入札は無効とする。よって、入札書の提出時には、そのＩＣカードの有効期間に十分留意すること。ただし、開札が延期された場合については、この限りでない。

詳細は入札説明書による。